

1 議 事 日 程 (第 3 日)

(令和元年第 3 回有田川町議会定例会)

令和元年 9 月 1 8 日

午前 9 時 3 0 分開議

於 議 場

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 52 号 | 令和元年度有田川町一般会計補正予算 (第 3 号) |
| 日程第 2 | 議案第 53 号 | 令和元年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) |
| 日程第 3 | 議案第 54 号 | 令和元年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) |
| 日程第 4 | 議案第 55 号 | 令和元年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) |
| 日程第 5 | 議案第 56 号 | 令和元年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) |
| 日程第 6 | 議案第 57 号 | 令和元年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) |
| 日程第 7 | 議案第 58 号 | 令和元年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号) |
| 日程第 8 | 議案第 59 号 | 令和元年度有田川町簡易排水事業特別会計補正予算 (第 1 号) |
| 日程第 9 | 議案第 60 号 | 令和元年度有田川町水道事業会計補正予算 (第 1 号) |
| 日程第 10 | 議案第 61 号 | 平成 3 0 年度有田川町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 11 | 議案第 62 号 | 平成 3 0 年度有田川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 12 | 議案第 63 号 | 平成 3 0 年度有田川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 13 | 議案第 64 号 | 平成 3 0 年度有田川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 14 | 議案第 65 号 | 平成 3 0 年度有田川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 15 | 議案第 66 号 | 平成 3 0 年度有田川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 16 | 議案第 67 号 | 平成 3 0 年度有田川町簡易排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 17 | 議案第 68 号 | 平成 3 0 年度有田川町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 18 | 議案第 69 号 | 平成 3 0 年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 19 | 議案第 70 号 | 平成 3 0 年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計歳入 |

歳出決算の認定について

- 日程第20 議案第71号 平成30年度有田川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 議案第72号 平成30年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 議案第73号 平成30年度有田川町栗生財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 議案第74号 平成30年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 議案第75号 平成30年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 議案第76号 平成30年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第26 議案第77号 平成30年度有田川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第27 議案第78号 有田川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第79号 有田川町立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第80号 有田川町教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定について
- 日程第30 議案第81号 有田川町特定教育・保育の実施に関する費用徴収条例を廃止する条例の制定について
- 日程第31 議案第82号 有田川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第83号 有田川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第84号 有田川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議案第85号 有田川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議案第86号 有田川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第36 議案第87号 有田川町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第37 議案第88号 有田川町道路線の認定について
- 日程第38 議案第89号 財産の取得について
- 日程第39 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

日程第40 常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件

日程第41 特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の件

日程第42 議員派遣の件

日程第43 議長への委任について

2 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	堀江 眞智子	2番	増谷 憲
3番	椿原 竜二	4番	中島 詳裕
5番	星田 仁志	6番	片畑 進之
7番	谷畑 進	8番	小林 英世
9番	林 宣男	10番	殿井 堯
11番	佐々木 裕哲	12番	岡 省吾
13番	森谷 信哉	14番	新家 弘
15番	湊 正剛	16番	亀井 次男

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

1番	堀江 眞智子	16番	亀井 次男
----	--------	-----	-------

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（13名）

町長	中山 正隆	副町長	坂頭 徳彦
住民税務部長	山田 展生	福祉保健部長	前久保 眞次
総務政策部長	中裕 準	消防長	栗栖 誠
産業振興部長	森田 栄一	建設環境部長	鈴木 幸敏
総務課長	竹中 幸生	財務課長	中屋 正也
企画調整課長	細野 正人	教育長	楠木 茂
教育部長	井上 光生		

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長	一ツ田 友也	書記	細野 鶴子
------	--------	----	-------

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（殿井 堯）

おはようございます。

ただいまの出席議員は16人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、本日の説明員は、町長ほか12人であります。

……………日程第1 議案第52号……………

○議長（殿井 堯）

日程第1、議案第52号、令和元年度有田川町一般会計補正予算、第3号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

議案第52号について質疑をさせていただきます。

まず、歳出の29ページですが、障害者福祉費プログラム変更委託料220万円、これは3歳から5歳児の無料化判定区分によるものですが、今回のこの試算によりますと、何人が対象で、月額4,600円の方で、無料になるのは何人で、3万7,200円の方が無料になるのは何人ですか。お答えいただきたいと思います。

○議長（殿井 堯）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

増谷議員の質疑にお答えします。

対象児は65人あり、うち月額4,600円が無料になるのは58人、月額3万7,200円が無料になるのは2人です。あと、もともと無料の方が5人あり、合計65人となります。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

39ページですが、畜産経営環境整備事業補助金、435万円の説明を求めたいと思います。

○議長（殿井 堯）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

議員の質疑にお答えします。

今回は3社の方から申請が出ておりまして、合計で435万円となっております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

3社からのということなのですが、この補助金を出す中身についての説明をいただきたいんですが、お願いします。

○議長（殿井 堯）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

3社のうち1社はフレコンバッグで養鶏をされているということで、鶏ふんを詰め込むフレコンバッグの、手動で行う機械の購入です。

また、タイヤローラーで詰め込むという業者もおります。また、衛生的な環境をつくるために、塩素殺菌をしていく機械を購入したいという3つになっております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

要するに、どういうものを買うかということ、ショベルカーみたいなもので鶏ふんをとって処理するということだと思うんですが、この機種を購入について、入札ではなくて業者の申請によって決めているという感じなんですが、入札にしないのはなぜなのでしょう。

また畜産経営の場合、どういう基準であれば、こういう補助金の対象になるかという点も説明していただきたいと思います。

○議長（殿井 堯）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

事業につきましては、県の事業でございまして、県のほうから事業については、畜産に起因する、いろんな環境的なものについての対応について、また利用について、そのような衛生的なものについて、事業を行うことができるということで、この事業を使うことができます。

また、入札につきましてはですが、県のほうでは見積もりをとってきて、それをうちで預かって、申請をするということになっておりまして、見積もりについては十分精査していただいて、結果を町のほうへ報告をくれるということになっております。

また、最終的には、支払いの領収書などを添付して、県のほうへ送るようになっております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

39ページのため池ハザードマップの作成業務委託料1,800万円なんですが、この1,800万円の内容と、今回、新規でつくる池の箇所の一覧表をぜひとも議会に出していただきたいのと、委託先はどこを予定しているのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（殿井 堯）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

新たに防災重点ため池となりました46池のハザードマップを作成するものがございます。池の箇所の一覧につきましては、また後日提出させていただきます。町に指名願を提出している業者や法人のうち、実績などを考慮して考えていくことになるかと現時点では考えています。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

今の時点で何社ぐらいの予定になりそうですか。

○議長（殿井 堯）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

いや、まだそこまではちょっと計画しておりません。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

43ページですが、観光費の修繕料21万6,000円ありますが、これ、台風の被害によっての花の里公園の修理だと聞いておるんですが、余り額が大きくないので大丈夫だと思うんですが、近々ある、どんどん祭りまでに間に合うかどうか確認させていただきたいと思います。

○議長（殿井 堯）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

どんどん祭りまでに完成させるように行います。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

49ページですが、小学校トイレ大規模改造工事費6,734万2,000円ですが、この内容と工期について説明をいただきたいと思います。

○議長（殿井 堯）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

増谷議員の質疑にお答えします。

八幡小学校の給食調理棟を含む校舎のトイレの改修、それと屋内運動場、いわゆる体育館の改修、それと今、みなし浄化槽、単独浄化槽でありますので、その浄化槽の入れかえ等でございます。

工期につきましては、今回、認めていただいて、設計を今年度中にと考えております。工事については、長期の休暇がないと難しい工事でありますので、来年度、繰り越しさせていただきまして、夏休みに工事をしたく考えております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

ということは、来年までかかるということで、小学校の授業等には影響がないということで判断させていただいていいのかということと、トイレについては2カ所、多目的トイレでいいのかどうか御説明いただきたいと思います。

○議長（殿井 堯）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

夏休み等に工事をいたしますので、授業に影響は少なく考えております。

それと、多目的トイレであります。議員、おっしゃるとおりでございます。また、オストメイトの対応も考えております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

最後にです。歳入ですが、17ページの公共施設整備基金4,970万円、今回、繰り入れますが、繰り入れ後の合計額は幾らになるのか示していただきたいと思いません。

○議長（殿井 堯）

総務政策部長、中碓準君。

○総務政策部長（中碓 準）

平成31年度の公共施設整備基金の取り崩し見込額は今回の補正額と合わせて1億4,500万円となりますが、平成31年度末残高では28億1,929万9,000円と見込んでおるところでございます。

○議長（殿井 堯）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第2 議案第53号……………

○議長（殿井 堯）

日程第2、議案第53号、令和元年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算、第2号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第3 議案第54号……………

○議長（殿井 堯）

日程第3、議案第54号、令和元年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算、第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第4 議案第55号……………

○議長（殿井 堯）

日程第4、議案第55号、令和元年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算、第2号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第5 議案第56号……………

○議長（殿井 堯）

日程第5、議案第56号、令和元年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算、第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第6 議案第57号……………

○議長（殿井 堯）

日程第6、議案第57号、令和元年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算、第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第7 議案第58号……………

○議長（殿井 堯）

日程第7、議案第58号、令和元年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算、第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第8 議案第59号……………

○議長（殿井 堯）

日程第8、議案第59号、令和元年度有田川町簡易排水事業特別会計補正予算、第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第9 議案第60号……………

○議長（殿井 堯）

日程第9、議案第60号、令和元年度有田川町水道事業会計補正予算、第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。日程第10、議案第61号から、日程第25、議案第76号までの議案16件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

したがって、日程第10、議案第61号から、日程第25、議案第76号までの議案16件を一括議題といたします。

お諮りします。ただいま、議題になっております議案第61号から議案第76号までの16件は、決算審査特別委員会において審査中の事件であり、会議規則第75条の規定により委員長から閉会中の継続審査の申し出があります。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

したがって、議案第61号から議案第76号までの16件は、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

……………日程第26 議案第77号……………

○議長（殿井 堯）

日程第26、議案第77号、平成30年度有田川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題とします。

本案は決算審査特別委員会に付託しておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、小林英世君。

○決算審査特別委員会委員長（小林英世）

ただいま、議長の御指名をいただきましたので、議案第77号、平成30年度有田川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定の件について、9月10日に委員会を開催し、説明員として建設環境部長及び水道課長、課員3名を招き、慎重に審査いたしましたので、審査の経過及び結果の報告をいたします。

11ページの水道事業報告書に記載の、平成30年度における水道事業の業務概要につきましては、給水件数が6,742件で、110件の増加、率では対前年比1.7%増加しました。また、給水人口は1万6,319人で、昨年度から43人の増加となりました。総有収水量は前年度に比べ約6万4,000立方メートル減少し、203万8,000立方メートルと、対前年度比3.0%の減少となっております。

また、平成30年度の収支状況は、3ページの損益計算書にありますように、当年度純利益が1億965万6,000円で黒字決算となり、前年度の繰越利益剰余金及びその他未処分利益剰余金変動額を加算しますと、当年度未処分利益剰余金は、1億3,833万8,000円となりました。

営業収支の内訳については、16ページ、17ページの事業収入に関する事項及び事業に関する事項にありますように、給水収益などの営業収益が前年度より872万6,000円の減収となり、営業費用については前年度に比べて663万8,000円の増加、営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は、1,536万4,000円の減益となっております。

1ページの決算報告書の欄外に記載しておりますが、資本的な事業については、支出に対し収入が1億1,881万6,000円不足しましたので、過年度分並びに当年度分の損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、積立金取崩額で補てんしております。

また利益剰余金の処分については、5ページの剰余金処分計算書(案)は、資本金に1,900万円を組み入れ、建設改良積立金に1億円を積み立てる処分とし、残りは翌年度へ繰り越しとなっております。

続いて、企業債についてですが、25ページの企業債明細書にありますように、平成30年度の償還金については、当該年度償還高は5,866万4,000円でした。平成30年度末の企業債の未償還残高は5億4,990万円と、昨年度に比べ5,866万4,000円の減少となりました。これについては、今年度の建設改良事業の財源に充てるための企業債を発行しなかったことによるものです。

次に、28ページの経営分析表を見ますと、12番に記載されています供給単価は167円で、13番の給水原価の135円60銭を上回っていることから、料金収入のみで必要経費が賄われており、経営状況も良好でした。今後も経営効率を重視し、老朽管などの更新についても計画的に実施するよう要請しております。有収率については、対前年度4.6%減の70.9%と異常に低い数値になっており、原因の特定と対策についてただしたところ、既に原因の特定と対策は実施されていて、本年度は

80%台まで回復しているとのことでありました。今後においても、有収率向上に向けての継続的な取り組みと漏水箇所への迅速な対応を要望したところであります。

次に、水道使用料についての未収金は回収の努力をされ、少額とはなっているものの、公平公正の観点からも、断固たる態度で回収に臨んでいただき、悪質な滞納者には給水停止を含め厳正な対応を引き続き図られるよう要望いたします。

最後に、今後も長期的な展望により水道使用料に関する検証をお願いするとともに、災害時の対応も含め、今後とも安心して飲める安定した水の供給体制づくりに、なお一層励まれることを要望いたします。

以上が審査の経過であります。平成30年度有田川町水道事業会計の決算については、委員会では全会一致で認定することに決定しましたので、ここに御報告申し上げます。

よろしく御審査の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（殿井 堯）

以上で委員長報告が終わりました。

続きまして、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決及び認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

……………日程第27 議案第78号……………

○議長（殿井 堯）

日程第27、議案第78号、有田川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第28 議案第79号……………

○議長（殿井 堯）

日程第28、議案第79号、有田川町立保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

議案第79号、有田川町立保育所条例の一部を改正する条例の制定について質疑をさせていただきます。内容が幼児教育保育無償化の関連だと理解しております。そういった中で、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子供たち、それと住民税非課税世帯のゼロ歳から2歳児クラスまでの子供たちの利用料が無償化になるというふうに理解しております。そういった中で1点確認させていただきたいんですけども、有田川町内に住む子供で町外の保育所であったり、幼稚園に通う子供がいてると思います。幼稚園でも子ども・子育て支援新制度に移行している幼稚園と、新制度に移行していない幼稚園が有田郡市内にありますけれども、新制度に移行していない幼稚園について、保育料を一たん支払いをして還付されるという形になるのか、それとも支払い自体をしなくても、支払い自体が不要になるのか、どちらなのか、答弁をいただけますか。

○議長（殿井 堯）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

椿原議員の御質疑にお答えしたいと思います。

現在、その幼稚園、幼稚園で事業主がありますので、その方と事前に協議している最中でございますので、今ここで明確にというのはお答えしかねます。

○議長（殿井 堯）

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

やっぱり、できる限り保護者の方が毎月支払わなくてもいい形というのが一番望ましいと思うんで、できるだけそういった形になるように、頑張っていたきたいなと思います。

もう1点、そういった幼稚園というのが、有田郡市内で結構なんですけど、幾つありますか。

○議長（殿井 堯）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

有田川町の子供たちが通っているそうした施設については1施設だと認識しております。

○議長（殿井 堯）

ほかに質疑はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷です。

質疑をさせていただきます。今回の無償化により、これまで町が出していた財源が浮いてくるということもないのでしょうか。その点をまずお答えいただきたいと思えます。

○議長（殿井 堯）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

増谷議員の御質疑にお答えいたします。

今、国が示されているところによりますと、実質的な無償化分を臨時交付金でことに限ってはっていうところでありますので、浮くということは恐らくはないと思えます。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

今回、無償化以外にも、実質、実際の各市町村が出している人件費等や施設の関係で超過負担がどうしてもありますよね。議題とはちょっとずれますけれども、ぜひこの超過負担が縮まるように、全国町村会で申し述べてほしいと思えますが、いかがですか。

○議長（殿井 堯）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

もちろん、地方自治体の負担にならないようにというところでは、引き続き町村会を通じて要望してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

認可外保育所の問題ですが、先ほども同僚議員から質疑がありましたけども、この保育料、5年の猶予期間というのがあって、現在、償還払いの意向が強いと思うんですが、仮に償還払いになるとしても、償還払いの意味をきちっと説明して、漏れることのないようにしていただきたいんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（殿井 堯）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

今、有田川町の子供が通っているところについては、事前に事業主と話をしているところでございます。議員、おっしゃるとおり、漏れることのないように、注意してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

もう1つ、認可外保育所の関係で、事業所での保育事業については、対象人数も少ないと思いますけれども、保育士は1人で、保育の免許を持っている方が対応しているのかどうか確認させていただきたいと思います。

○議長（殿井 堯）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

有田川町内にあります保育所については、複数で免許保有者が対応しております。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

副食費の無償化の問題ですが、さきの一般質問では、町長は私の判断で、しないという明確に述べられておりましたが、この町長のお考えをぜひとも、無償化しないというお考えを、この機会にお聞きしておきたいと思います。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

前の議会でも答弁させていただきました。増谷議員、まだ理解してくれていないのは非常に残念であります。

今回の保育料、消費増税の関係で無償になるんで、今までも実は保育料の中に、別に給食費というのは入っていました。今回も、もちろん非課税の方とか、いろんな方のとらない人もたくさんおりますけれども、この前答弁させていただいたように、今、親子のきずなとか、親子の関係というのが非常に、僕の心の中では薄れてきているん違うのかなと思いをしています。それは昔と違って、今、余り便利になり過ぎて、この前もちょっと説明させてもらったんですけども、僕ら、子供の時分は、本当に親が早くから起きて、子供のために一生懸命になって弁当をつくる姿、よく覚えている、多分、この中の何人かはそういう姿を覚えていると思います。そのことによって、やっぱり子供が親のありがたみをわかり、また親が子供を大事にするという心が養われていくのかなと。それが近年になって非常に薄れてきて、我々の時代にはなかったことでありますけれども、親が平気で子供を殺す。あるいは、子供が親を平気で殺す。そういった社会に、これは給食費だけの問題やないんですけども、そういうことが非常に関係してきているのかなというのが僕の心の中にあります。せめて、いろんなことで、子育てについては非常に一生懸命にさせていただきますけれども、給食費だけは、ぜひ払える親の責任で、これは払ってほしいと思う考えの中から、どうしても無償化にはできないという考えがありますんで、ぜひ御理解を願いたいと思います。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

今、町長はそういう答弁をされましたけれども、親子関係というのは、今、物すごい複雑で、町長が言ったように、給食費だけの問題ではなく、とても解決できる問題でないで、そこで町長が過大評価しておっしゃるのは、私はいかがなものかと、ひとつ思います。

それで、指摘しておきたいんですけども、給食財源の実費徴収については、応能負担を、支払い能力にかかわらず、費用を一律に負担するという、いわゆる応益負担、イコール実費負担に転嫁するものであって、本来、無償化の対象とすべき食材料費、これは保育費用でありますから、実費負担にかわることで、極めて重大な問題を含んでいると思います。

それで、この食材の関係で、給食というのは保育を構成する重要な要素であり、さすがに総務省もこういう点は認めざるを得んということで、国会でも答弁しているんですよ。だから、保育の一環であるから、私はそこを重視していただきたいと思うんですが、変わらないですか、町長。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

全然、変わりありません。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

これで3回目かな。最後の質疑をさせていただきますが、保育にかかわる特定の費用を保育費用と認めた上で、それを実費徴収する意味は重大でありますから、もし実費徴収していくなら、今後、保育材料等のほかの一般生活費、さらには冷暖房費まで応益負担、実費負担という考えも出てきますから、私はかなり保育から言うと、逸脱した内容を含んだものと言わざるを得ません。ですから、保育と給食の分離、無償化すべきだということを申し上げておきたいと思います。

以上です。

○議長（殿井 堯）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

議案第79号について討論させていただきます。

議案第79号と議案第81号が特に関連してきますので、この議案で討論をさせていただきます。低所得者世帯のゼロ歳児から2歳児と、3歳から5歳児の保育園や幼稚園、認定こども園、そして認可外施設、いわゆる小規模の企業内保育所において、保護者が支払う保育料を無料にしようという改正案であります。子育て世代の負担軽減のため、また子供ができるとお金がかかるという不安を軽減して、少子化対策を少しでも進める上では意義があると考えております。しかし、今回の国が進めようとしている保育の無償化は、消費税の増税分を充てるとなっております。無償化による対象児童は試算で689人、対象外は207人で、この中から紀州3人っこ施策や生活保護世帯など64人はもともと無料なので、消費税増税分の負担だけが加わることになってまいります。また、残りの143人、5人に1人は無償化の恩恵を受けられないということになってまいります。

住民税非課税世帯は月額3,500円の保育料が無料となります。一方、消費税2%増税されますと、夫婦で子どもがいる世帯では約17万5,000円の支出が見

込まれますから、これにかかわる消費税の負担増が3,500円となりますから、保育料の無償化はこの負担増で消えてしまうということになってしまいます。また所得階層が最高の層は月額3万7,500円、年間では45万円の軽減になりますから、このように無償化の恩恵は本来、所得の低い人ほど受けるべきなのに、逆に所得が高いほど恩恵を受けてしまいます。

消費税増税分は還元すると言っていたのが安倍政権でありましたが、これでは羊頭狗肉としか言いようがありません。増税はストップすべきであります。財源については、消費税を充てるのではなく、国庫負担を充てることを求めています。

また、保育料が無償になってもゼロ歳児から2歳児の枠が少ないため、2人目ができたときに退所を迫られます。これはその人の状況によって判断されるとなっておりますが、しかし、これでは無償化の恩恵は受けにくいということも考えられます。

今回の無償化に伴って、入園希望がふえる可能性も出てまいります。この際、判定をやめて、希望者全員入所にし、保育所の統合ではなく、公立保育所施設の充実を図るべきだと考えます。また、認可外保育施設では保育料について、保護者が一たん払って、後で戻してもらう償還払いになっているというのも問題があります。

さて、もう1つ問題なのは、保育の一環である給食費の副食費が無償化で切り分けられ、保護者負担となりました。当町でも無償を求めてまいりましたが、町長は考えが違うので、無償化はしないと国の基準額4,500円を徴収すると言いました。県下でも無償化や国の基準の6割に抑える市町村も出てまいりましたが、子育て支援に重点を置いているからであります。私は無償化すべきだと考えます。私立保育所などは今後、滞納が出てくることも心配されますが、以上の理由で反対討論とさせていただきます。

○議長（殿井 堯）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（殿井 堯）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第29 議案第80号……………

○議長（殿井 堯）

日程第29、議案第80号、有田川町教育・保育給付に係る利用者負担額に関する

条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第30 議案第81号……………

○議長（殿井 堯）

日程第30、議案第81号、有田川町特定教育・保育の実施に関する費用徴収条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（殿井 堯）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第31 議案第82号……………

○議長（殿井 堯）

日程第31、議案第82号、有田川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業

の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷です。

議案第82号について反対討論をさせていただきますが、今回のこの82号と83号も関係いたしますので、ここの議案で討論させていただきます。

また、この82号、83号も無償化に伴う改正となっておりますが、今回、この改正について保育施設の内容についての改正であり、規制緩和と保育の質にかかわってくる問題なので、ここで討論させていただきます。

まず、地域型保育事業ですが、小規模保育所は6人から19人が対象、家庭的保育事業は1人から5人まで、居宅訪問型保育事業以上は市町村と民間事業者が責任を持つとなっております。事業所内保育については、事業所の従業員の子供と地域枠の子供が対象で、会社などが責任を持っていくこととなります。問題は規制緩和で保育の免許を持たなくてもいいとか、研修を受ければ保育士として対応することができるとなっております。また、保育士配置基準も緩和されますから、保育室も国の基準どおりでなくてもよくなってまいります。結局、保育の質の低下を招くことになりかねません。保護者には給付という名のもとで補助金を渡し、保護者は保育料を施設や事業所に支払います。現物給付から現金給付に変わります。これまで公費は保育以外は使用できなかったのが、このシステムの変更で用途の規制が書きにくくなり、保育事業で上げた収益を今後、配当に回すことも可能となってしまいました。要するに安上がりのリスクの多くなる制度にさせてはなりません。公立保育の充実で対応することを求めて、以上の理由から反対討論といたします。

○議長（殿井 堯）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（殿井 堯）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第32 議案第83号……………

○議長（殿井 堯）

日程第32、議案第83号、有田川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（殿井 堯）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第33 議案第84号……………

○議長（殿井 堯）

日程第33、議案第84号、有田川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第34 議案第85号……………

○議長（殿井 堯）

日程第34、議案第85号、有田川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第35 議案第86号……………

○議長（殿井 堯）

日程第35、議案第86号、有田川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第36 議案第87号……………

○議長（殿井 堯）

日程第36、議案第87号、有田川町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第37 議案第88号……………

○議長（殿井 堯）

日程第37、議案第88号、有田川町道路線の認定についてを議題とします。

本案は産業建設住民常任委員会に付託しておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

産業建設住民常任委員会委員長、谷畑進君。

○産業建設住民常任委員会委員長（谷畑 進）

報告します。去る9月3日、議会初日、当委員会に付託された、議案第88号の有田川町道路線の認定に関する議案について、産業建設住民常任委員会における、審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

委員会は、9月5日、委員会室において開催し、建設環境部長及び建設課長から付託案件について路線の概要の説明を受け、現地にて状況の調査を行い、慎重に審査いたしました。

議案第88号については、本路線は下津野地内において、宅地造成開発事業に伴い、

町に対して寄附された土地であり、幅員は6メートル、延長は163.78メートルであります。宅地分譲予定戸数は27戸で、住民の利便性向上のため、また、町道認定の基準に該当しており、町道として認定することが妥当であり、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、よろしく御審議の上、決定くださいますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（殿井 堯）

以上で、委員長報告が終わりました。

続きまして、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第38 議案第89号……………

○議長（殿井 堯）

日程第38、議案第89号、財産の取得についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第 3 9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件……………

○議長（殿井 堯）

日程第 3 9、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員会委員長から会議規則第 7 5 条の規定により、お手元に配付しました議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。閉会中よろしくお願いいたします。

……………日程第 4 0 常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件……………

○議長（殿井 堯）

日程第 4 0、常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件を議題とします。

各常任委員会委員長から会議規則第 7 5 条の規定により、お手元に配付しました常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件名表のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。閉会中よろしくお願いいたします。

……………日程第 4 1 特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の件……………

○議長（殿井 堯）

日程第 4 1、特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の件を議題とします。

各特別委員会委員長から、会議規則第 7 5 条の規定により、お手元に配付しました特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の件名表のとおり、閉会中の継続審査及び調

査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

したがって、各特別委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。閉会中よろしくお願いたします。

……………日程第４２ 議員派遣の件……………

○議長（殿井 堯）

日程第４２、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

会議規則第１２８条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

したがって、配付のとおり議員を派遣することに決定しました。よろしくお願いたします。

……………日程第４３ 議長への委任について……………

○議長（殿井 堯）

日程第４３、議長への委任についてお諮りします。

本定例会におけるすべての議決事件等について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第４５条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

会議規則第７条の規定によって本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和元年第3回有田川町議会定例会を閉会します。

~~~~~

閉会 10時29分

以上会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

有田川町議会議長 殿 井 堯

有田川町議会副議長 小 林 英 世

1 番 議 員 堀 江 眞智子

16 番 議 員 亀 井 次 男